

京都市上下水道企業管理規程第2号

京都市水道局及び下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局職員給与規程の一部を改正する規程
京都市水道局及び下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員給与規程

第1条、第2条及び第4条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第5条第1項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、同条第5項中「240,600円」を「233,500円」に改める。

第7条第3項中「一」を「いずれか」に改める。

第13条第3項中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第14条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同条第3項及び第6項中「準ずる」を「準じる」に改める。

第16条第1項中「17,800円」を「15,300円」に、「3,000円」を「5,000円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第19条の5第1項各号列記以外の部分中「第2号様式又は第3号様式」を「通勤実情届（第2号様式又は第3号様式）」に、「一」を「いずれか」に改める。

第19条の7第2項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第19条の10第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第28条第1項第4号中「取換」を「取替え（休止時のメーター引揚げを含む。）」に改める。

第29条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第34条第4項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第6項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第42条第1項中「， 3月1日」を削る。

第42条の2各号列記以外の部分及び第42条の3第1項各号列記以外の部分及び同条第5項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第46条に見出しとして「(職員死亡時の給与支給)」を付する。

第47条に見出しとして「(給与簿)」を付する。

第48条に見出しとして「(補則)」を付する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

上下水道局企業職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	130,600	162,900	184,400	217,300	253,900	274,500	296,800	330,300	367,900	416,000
2	134,400	170,700	192,200	226,200	262,900	284,100	306,800	342,300	380,000	430,200
3	138,800	178,000	200,400	235,700	271,900	293,800	316,900	354,200	392,200	444,500
4	143,300	184,400	208,700	244,600	281,000	303,600	327,200	366,000	404,400	458,800
5	148,500	191,400	217,000	253,700	290,300	313,500	337,600	377,600	416,700	472,700
6	154,300	198,600	225,800	262,300	299,700	323,500	348,000	389,000	430,200	486,700
7	162,200	205,700	234,600	270,800	309,200	333,500	357,800	400,500	442,700	500,500
8	170,100	213,300	243,500	279,400	319,000	343,300	367,300	412,100	454,800	514,400
9	177,400	221,100	252,500	288,000	328,700	352,700	376,700	423,500	466,800	528,900
10	184,400	229,000	260,900	296,400	338,100	361,900	386,000	434,300	478,800	542,900
11	190,200	236,400	269,300	304,800	347,300	370,900	395,300	444,000	490,300	553,900
12	195,500	242,800	277,600	313,100	356,500	379,600	404,600	453,400	499,700	564,100
13	200,700	249,200	285,700	321,100	365,400	388,000	413,200	461,100	509,100	574,200
14	205,800	255,400	293,600	328,500	374,100	395,000	421,100	468,000	518,500	583,600
15	210,700	260,900	301,300	335,900	382,500	401,500	427,400	474,800	526,200	591,200
16	215,100	266,400	308,600	343,100	389,200	405,800	432,900	479,300	533,000	598,600
17	219,500	271,400	315,600	348,600	394,300	409,700	436,900	483,600	537,800	605,500
18	223,700	276,500	322,400	353,900	398,100	413,600	440,800	487,900	542,600	611,500
19	228,000	281,000	328,400	358,700	401,700	417,500	444,700	492,200		
20	231,200	285,000	334,000	363,400	405,300	421,400	448,600	496,500		
21	234,100	288,700	337,600	368,100	408,900	425,200	452,400			
22	237,200	291,900	340,900	372,800	412,500	429,000	456,400			
23	240,100	294,200	344,000	377,500	416,000	433,000				
24	243,000	296,100	346,300	382,200	419,600					
25	244,800	298,100	348,500	386,800	423,200					
26		300,000	350,800	391,000						
27		302,000	353,000	394,800						
28		303,900	355,200	398,300						
29		305,700	357,600	401,400						
30		307,600	359,800	404,200						
31		309,600	362,100							
32		311,500	364,300							
33		313,400								
34		315,300								
35		317,100								

別表第2中「準ずる」を「準じる」に改める。

別表第3競争試験によるものの部中

中級	18歳		4.9	6
		0	4.9	10.9

を

中級	18歳		4.9	6
		0	4.9	10.9
経験者	27歳			0

に改める。

別表第4中「処理場機械整備作業」を「下水処理機械整備作業」に、「処理場技術」を「下水処理技術」に改める。

別表第5中「7～13」を「13」に、「取換」を「取替え」に改める。

別表第7第2項各号列記以外の部分中「取換」を「取替え」に、同項第1号及び第2号中「取換」を「取替え」に、同項第3号中「取換伝票」を「水道メーター取付通知書、水道メーター引揚通知書及び水道メーター故障伝票」に、同項第4号中「取換伝票」を「水道メーター取付通知書、水

道メーター引揚通知書及び水道メーター故障伝票」に、「取付け又は取外した」を「取り付け又は取り外した」に、同項第5号中「取換作業員」を「取替作業員」に、同表第3項中「前各号」を「前項各号」に改める。

第1号様式中「京都市上下水道事業管理者様」を「(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「記入して下さい。」を「記入してください。」に、「係長」を「課長補佐・係長」に改める。

第2号様式表面及び第3号様式表面中「京都市上下水道事業管理者様」を「(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「届出ます。」を「届け出ます。」に、「1. 新規 2. 異動 3. 住所の変更 4. 通勤方法の変更 5. 運賃等負担額の変更」を「1 新規 2 異動 3 住所の変更 4 通勤方法の変更 5 運賃等負担額の変更 (該当する届出理由を○で囲んでください。)」に、「氏名コード印 印」を「氏名・氏名コード 印」に、「最寄」を「最寄り」に、「係長」を「課長補佐・係長」に、「認定および決定らん」を「認定及び決定欄」に、「1ヶ月」を「1箇月」に、「記入して下さい。」を「記入してください。」に、「氏名コード印」を「氏名・氏名コード」に、第2号様式裏面及び第3号様式裏面中「らん」を「欄」に、「1ヶ月」を「1箇月」に、「左らん」を「左欄」に、「応ずる」を「応じる」に、「備考らん」を「備考欄」に、「月刊」を「月間」に、「または」を「又は」に改める。

第4号様式中「京都市上下水道事業管理者様」を「(あて先)京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「または」を「又は」に、「係長」を「課長補佐・係長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 平成16年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額又は別に定める給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、これらの者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(上下水道局総務部職員課)